

**町民からの要請** 小那覇マリンタウン線の早期整備促進方について

小那覇マリンタウン線  
早期整備促進協議会  
会長 新川 康之

標記の件について、平成12年12月14日の小那覇マリンタウン線早期整備促進区民総決起大会において別紙のとおり決議を行いました。  
つきましては、早期の整備方を要請致したく格別の御厚意を賜りますようお願い申し上げます。



**議会からの国への要請**

**町道小那覇マリンタウン線の早期整備促進に関する意見書**

西原町は本島中南部地域東海岸の黒部郡那覇市に隣接した人口3万2千5百人の町で、人口増加等による都市北の影郷のみかで、自然環境と生産環境に配慮した土地利用を進め、本町の将来像である「文藝のまち西原」づくりに鋭意努力しているところであります。

沖縄県の主要プロジェクト事業である道、T、P事業については平成8年度から事業着手され、現在立定もほぼ完了し、当地域へのアクセス道路として国道329号バイパス及び県道浦添西原線の整備についても平成13年度に部決の予定になっておりまして、既存陸地部分と連続した新たな市街地形成をめざして街づくりを推進しているところであります。

更に本町の小那覇地域は、旧中部製糖跡を中心とした街づくりが計画されており、当地域の再開発とともに道路網の整備が緊急な課題となっております。

当地域の東側には県内有効の工業地帯があり、広域幹線及び域内幹線道路の整備の遅れから通過交通が激しくなり、交通渋滞や交通安全上も危険な状態が続いております。又当地域は、町内でも最も広い地域でありながら広域幹線及び域内幹線道路が少ないために、新たな土地利用や地域活性化の面からも大きな課題を発生しております。

国におかれましては、国家財政、公共工事の見直し等大変厳しい折りと存じますが、当地域の将来を展望した街づくりを推進するために、本町都市マスタープランに位置付けられた国道329号線に交差する県道38号線の延伸(町道小那覇マリンタウン線)の早期整備を推進していただきますよう強く要請致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月20日  
沖縄県西原町議会  
あて先 沖縄開発庁長官



あて先 内閣府大臣／内閣府長官／外務大臣  
／外務省領事官／代表幹事／全権大臣  
／防衛庁長官／沖縄防衛局長

平成十二年十二月二十二日  
沖縄県西原町議会

**町道小那覇マリンタウン線の早期整備促進に関する意見書**

本町小那覇交差点地域は、旧中部製糖跡を中心とした街づくりが計画されており、当地域の再開発とともに道路網の整備が緊急な課題となっております。

本町都市マスタープランに位置付けられた町道小那覇マリンタウン線の早期整備をすることが当地域の活性化につながることを確信し、本案を提出する。

**日米地位協定の見直しに関する要請書**

本県には、全国の米軍専用施設面積の約七十五％にのぼる米軍基地が集中している。基地から派生する事件、事故、航空機の騒音等は、戦後五十五年を経た今日においても後を絶たず、県民生活に多大な影響を及ぼしている。

県民の生命財産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的な見直しがない限り米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めないと思ひ、本案を提出する。

平成十二年十二月二十二日  
沖縄県西原町議会



新田宗信 議員

**アンケートに点数?**

**問** 町長が管理職にアンケートと称して行った事に対する見解を伺いたい。

**町長** 私は公人としての町長、翁長正直が、公人として中級管理職の皆さんにとつたアンケートで私文書であります。

**問** イエスカノーか、又は支持する、しないの私文書のアンケートに点数を付け点数の悪い課長に対しては、四役で呼び出し、注意した事について

**町長** 四役が話し合いをした事は、これを部外に持ち出し、反省の色がないと言う事については大きな問題

**小波津川の被害報告について**

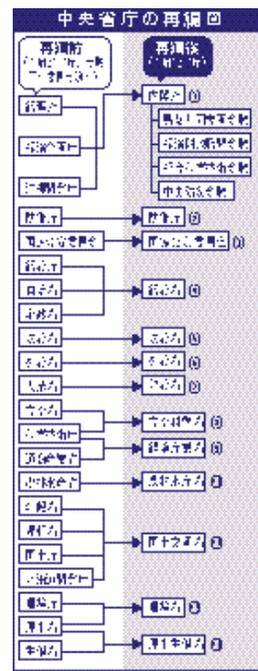
**問** 十一月九日の洪水における被害報告を求めます。

**総務課長** 床下浸水が七件、道路冠水が三件、がけ崩れが一件となっております。

**問** 課長、調査不足です。川沿いに床上浸水もあり、平岡ハイツのほとんどが床下浸水だと思えますが、どういった基準で調査したのか。

**総務課長** 総務課のほうで各課からそれぞれ上がってきた調査資料をまとめ上げた数字になっており、床上浸水ですが、実態としてあるとの事ですので、再度関係各課に問い合わせをして確認します。

**問** こんな質問もしました。一、琉球兼公ニエタウンのシロアリ問題について  
二、翁長一尋、玉那覇邸前の道路整備に伴う補修工事のあり方について  
三、公職選挙法と選挙事務の関わりについて  
四、不在者投票の管理及び重用金庫の確保のあり方について  
五、地方公務員法三六条の違法行為と公務員法第百〇五条との関わりについて



**西原町介護保険条例の一部を改正する条例について**

**〈提案理由〉**  
平成十二年八月から要介護認定更新申請が始まり、一回あたりの審査件数が予想より多くに上回るため、審査会の開催回数を増やさなければならぬ状況で、審査会委員の確保が必要である。

**〈提案理由〉**  
中央省庁等改革により、各官庁長、大臣名等が変更されることに伴い、町条例についてもその整合を図る必要があるため。

**全会一致で可決**